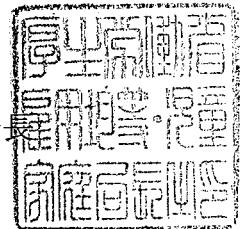


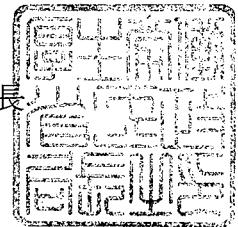
雇児発第1031002号
医政発第1031005号
平成17年10月31日

日本病院会会长 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省医政局长



平成17年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施について

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策の推進については、かねてより御高配を賜っているところですが、本年度においては、実施要綱（別添1）のとおり、11月1日（火）から1月30日（水）までの1か月間を、平成17年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間として、重点的に普及啓発運動を実施することとしますので、貴団体におかれましても、普及啓発運動が効果的に実施されますよう御協力方お願ひいたします。

また、平成17年4月、厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「乳幼児突然死症候群（SIDS）の診断のためのガイドライン作成およびその予防と発症率軽減に関する研究」（主任研究者：坂上正道北里大学名誉教授）において、乳幼児突然死症候群（SIDS）の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群（SIDS）に関するガイドライン」（別添2）を公表したところであります。本年度の対策強化月間においては、この内容の周知・普及にも十分な御留意を併せてお願いするとともに、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群（SIDS）と虐待や窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うとともに、必要に応じて、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めるよう、会員、関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。

写

雇児発第1031002号

医政発第1031005号

平成17年10月31日

都道府県知事
各 政令市市長
特別区区長 } 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省医政局長

平成17年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間について

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策の推進については、かねてより御高配をいただきているところ、本年度においては、実施要綱（別添1）のとおり、11月1日（火）から11月30日（水）までの1か月間を、平成17年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間として、重点的に普及啓発運動を実施することとするので、それぞれの地域の特性を勘案の上、関係行政機関、関係団体等と連携し、効果的な推進が図られるよう格段の御配慮をお願いする。

さらに、日本医師会等の関係団体等に対し当職より協力を依頼したところであり、貴職におかれても、貴管内の関係機関等への周知をお願いする。

また、平成17年4月、厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「乳幼児突然死症候群（SIDS）の診断のためのガイドライン作成およびその予防と発症率軽減に関する研究」（主任研究者：坂上正道北里大学名誉教授）において、乳幼児突然死症候群（SIDS）の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群（SIDS）に関するガイドライン」（別添2）を公表したところであり、本年度の対策強化月間においては、この内容の周知・普及にも十分な御留意を併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的助言である。

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間実施要綱

1 名 称

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間

2 趣 旨

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳児の死亡原因の上位を占めていることから、その発生の低減を図るために対応が強く求められている。

また、これまでの研究により、「うつ伏せ寝」、「人工栄養哺育」、「保護者等の習慣的喫煙」が乳幼児突然死症候群（SIDS）発生の危険性を相対的に高めるとの結果が得られている。

これらを踏まえ、平成11年度より11月を乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施してきたところであるが、平成17年度においても同様に、11月を対策強化月間として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に関する取組の推進を図るものである。

また、平成17年度の対策強化月間においては、本年4月、厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「乳幼児突然死症候群（SIDS）の診断のためのガイドライン作成およびその予防と発症率軽減に関する研究」（主任研究者：坂上正道北里大学名誉教授）において、乳幼児突然死症候群（SIDS）の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群（SIDS）に関するガイドライン」を公表したところであり、この内容の周知・普及にも十分留意することとする。

おって、11月を対策強化月間と定める理由は、12月以降の冬期に乳幼児突然死症候群（SIDS）が発生する傾向が高いことから、発生の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるためである。

3 期 日

平成17年11月1日（火）から平成17年11月30日（水）

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えない。

4 主 唱

厚生労働省

5 協 力

健やか親子21推進協議会（別紙）

6 平成17年度における実施方法

(1) 厚生労働省

厚生労働省は、関係行政機関、関係団体等と連携し、乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)の内容の周知・普及並びに①うつ伏せ寝、②人工栄養哺育、③保護者等の習慣的喫煙の3つの避けるべき育児習慣等について、全国的な普及啓発活動の推進を図るため、次の取組を行う。

- ・ 普及啓発用ポスター及び普及啓発用リーフレットを関係行政機関及び関係団体等に配布し、全国的な普及啓発活動を展開する。
- ・ 「健やか親子21」において、健やか親子21推進協議会の設置や全国大会の開催等により、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する普及啓発活動等を着実に実施する。
- ・ 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)の内容を参考とし、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群(SIDS)と虐待や窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うこと、必要に応じ、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めることを依頼する。

(2) 都道府県、政令市及び特別区

都道府県、政令市及び特別区は、関係行政機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計画及び実施計画を作成し、次の例を参考にしながら乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する普及啓発活動を推進する。

なお、都道府県においては、市町村を含めた普及啓発活動の展開を図るなど、地域全体が一体となった取組が図られるよう留意する。

また、取組に当たっては、乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)の内容の周知・普及にも十分留意する。

<例>

- ① ポスター、リーフレット等の配布等による啓発活動の実施
 - ・ 厚生労働省が作成、配布する普及啓発用ポスター、リーフレットを活用し、地域の特性に応じた方法により、効率的、効果的な普及啓発活動を展開する。
 - ・ 家庭だけではなく、児童福祉施設や医療機関等に対する啓発活動を実施する。
 - ・ 市区町村窓口等において、リーフレットを配布する。
- ② 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等を実施する。
- ③ 妊産婦・乳幼児健康診査等の機会を利用し、子育て中の家庭への呼びかけ等を行う。

別紙

健やか親子21推進協議会参加団体

- 乳幼児突然死症候群（SIDS）家族の会
(社福) 恩賜財団母子愛育会
(財) 家庭保健生活指導センター
(社団) 国民健康保険中央会
子どもの心・体と環境を考える会
(NPO) 児童虐待防止協会
(財) 性の健康医学財団
全国児童相談所長会
全国児童相談所心理判定員協議会
全国市町村保健活動協議会
(社福) 全国社会福祉協議会
全国情緒障害児短期治療施設協議会
全国助産師教育協議会
(社団) 全国ハビーシッターアソシエーション
全国保健所長会
(社団) 全国保健センター連合会
全国保健師長会
全国養護教諭連絡協議会
(NPO) 難病のこども支援全国ネットワーク
(社団) 日本医師会
(社団) 日本栄養士会
(社団) 日本家族計画協会
(財) 日本学校保健会
(社団) 日本看護協会
日本公衆衛生学会
(社団) 日本産科婦人科学会
(社団) 日本歯科医師会
日本思春期学会
日本児童青年精神医学会
(社団) 日本小児科医会
(社団) 日本小児科学会
日本小児看護学会
日本小児救急医学会
(社団) 日本小児保健協会
日本助産学会
(社団) 日本助産師会
日本性感染症学会
日本赤十字社
日本タッチケア研究会
日本保育園保健協議会
(社福) 日本保育協会
(財) 日本母子衛生助成会
日本母性衛生学会
(社団) 日本産婦人科医会
日本母乳の会
(社団) 日本薬剤師会
(社団) 日本理学療法士協会
(財) 母子衛生研究会
(社団) 母子保健推進会議
(社団) 母子用品指導協会
日本小児歯科学会
日本小児総合医療施設協議会
有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会
日本学校保健学会
日本小児神経学会
(財) 日本食生活協会
全国病児保育協議会
性と健康を考える女性専門家の会
日本外来小児科学会
日本糖尿病・妊娠学会
日本母乳哺育学会
(社団) 日本女医会
日本産業衛生学会
日本小児循環器学会
(社団) 日本泌尿器科学会
日本臨床心理士会
全国母子保健推進員連絡協議会
(財) 児童健全育成推進財団
(財) 日本性教育協会
すくすく子育て研究会
(財) こども未来財団
健康日本21推進フォーラム
(財) 母子健康協会
日本不妊看護学会
日本乳幼児精神保健研修研究会FOUR WINDS

平成17年4月18日

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

齋藤、中込、飯野 (内7933、7938)

電話 代表 03-5253-1111

夜間直通 03-3595-2544

乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する ガイドラインの公表について

乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドラインについて、厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のためのガイドライン作成およびその予防と発症率軽減に関する研究」(主任研究者:坂上正道北里大学名誉教授)においてとりまとめを行ったので、別添のとおり公表します。

【研究班】

- 主任研究者 坂上 正道 北里大学名誉教授
分担研究者 齋藤 一之 埼玉医科大学医学部法医学教授
澤口 聰子 東京女子医科大学医学部法医学教室助教授
高嶋 幸男 国際医療福祉大学大学院教授
高津 光洋 東京慈恵会医科大学医学部法医学講座教授
戸刈 創 名古屋市立大学大学院医学研究科
先天異常新生児小児医学分野教授
中山 雅弘 大阪母子総合医療センター検査科部長
仁志田博司 東京女子医科大学母子総合医療センター新生児科教授
平林 勝政 國學院大学法学部教授
藤田 利治 国立保健医療科学院疫学部疫学情報室室長
的場 梁次 大阪大学大学院医学系研究科法医学教室教授
宮坂 勝之 国立成育医療センター手術集中治療部部長
横田 俊平 横浜市立大学大学院医学研究科発育成育小児医療学教授

別添

乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン

(平成 17 年 3 月 : 厚生労働省研究班)

乳幼児突然死症候群(SIDS : Sudden Infant Death Syndrome)は、これまで元気な乳幼児が、主として睡眠中に突然死亡状態で発見され、原則として 1 歳未満の乳児に起こる。日本での発症頻度はおおよそ出生 4,000 人に 1 人と推定され、生後 2 カ月から 6 カ月に多く、稀には 1 歳以上で発症することがある。従来、リスク因子として妊婦および養育者の喫煙、非母乳保育、うつぶせ寝などが挙げられており、世界各国でこれらのリスクを軽減する運動が展開され大きな成果を挙げている。原因に関しては、睡眠に随伴した覚醒反応の低下を含めた脳機能の異常、先天性代謝異常症の存在、感染症、慢性の低酸素症の存在、等々種々のものが考えられているが、未だ解明に至らず、国内外の専門家によってその原因究明と予防法の確立にむけた研究がなされている。これまで、我が国では本疾患に対する認識が浅く、解剖率が必ずしも高くないことから、厚生省研究班（現厚生労働省研究班）は昭和 57 年に「広義と狭義の定義」を作成して疾患の認識の普及に努めた。平成 8 年の報告では、解剖されなかつた例には「乳幼児突然死症候群(SIDS)の疑い」という定義を用いてきた。しかし、平成 7 年から ICD-10 の採用により乳幼児突然死症候群(SIDS)が独立して統計処理されるようになって、人口動態統計の 0 歳の死因順位では第 3 位に掲載されるようになり、疾患の重要性が認識されるようになった。この間、我が国では乳幼児突然死症候群(SIDS)、窒息、虐待の診断を巡る混乱が生じ、社会的混乱を招く所となり、平成 14 年來の研究班では、国際的に討議されつつある定義も参照して、我が国における乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドラインを作成することになった。

I 乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義 :

(Sudden Infant Death Syndrome: SIDS) :

それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として 1 歳未満の児に突然の死をもたらした症候群。

II 診断に際しての留意事項：

- 1) 諸外国で行われている研究も考慮し、乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断は原則として新生児期を含めて1歳未満とするが、1歳を超える場合でも年齢以外の定義をみたす場合に限り乳幼児突然死症候群(SIDS)とする。*
- 2) 乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断は剖検に基づいて行い、解剖がなされない場合および死亡状況調査が実施されない場合は、死因の分類が不可能であり、従って、死亡診断書（死体検案書）の分類上は「12.不詳」とする。
- 3) 乳幼児突然死症候群(SIDS)は除外診断ではなく一つの疾患単位であり、その診断の為には、乳幼児突然死症候群(SIDS)以外の乳幼児に突然の死をもたらす疾患および窒息や虐待などの外因死との鑑別診断が必要である。
- 4) 外因死の診断には死亡現場の状況および法医学的な証拠を必要とする。外因死の中でも窒息死と診断するためには、体位に関係なく、ベッドの隙間や柵に挟み込まれるなどで頭部が拘束状態となり回避出来なくなっている、などの直接死因を説明しうる睡眠時の物理的状況が必要であり、通常使用している寝具で単にうつぶせという所見だけでは診断されない。また、虐待や殺人などによる意図的な窒息死は乳幼児突然死症候群(SIDS)との鑑別が困難な場合があり、慎重に診断する必要がある。

* 諸外国では生後7日以上（あるいは1カ月以上）で生後9カ月未満の乳幼児突然死症候群(SIDS)とそれ以外の年齢の乳幼児突然死症候群(SIDS)とを区別して考える場合があるが、これはより典型的な乳幼児突然死症候群(SIDS)を集積して原因を解明することを目的とした研究推進のための分類である。

付記：少数意見として、高津光洋分担研究者より、乳幼児突然死症候群(SIDS)は疾患とすべきではない、及び本ガイドラインに窒息死と診断するための説明を記載すべきではない旨の意見があった。その提言は文部科学研究費研究成果報告書に記載されている。

今後の課題と提言：

乳幼児突然死症候群(SIDS)を正しく診断するための取り組みについて：

- 1) 全国的小児医療の臨床現場で、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識の啓発と普及を行い、死因が明らかでない予期せぬ突然死を解剖検査なくして乳幼児突然死症候群(SIDS)と診断せず、警察への届出と解剖の必要性を家族に十分説明するように周知徹底する必要がある（小児救急医療を含む小児医療の臨床現場への適切なパンフレットの作成、配布が望ましい）。

- 2) 警察・警察医の死亡状況調査のためのプロトコール作成と普及および死体検案講習会の開催など、死体検案体制を早急に整える必要がある。
- 3) 乳幼児突然死症候群(SIDS)と窒息などの外因死との鑑別は、解剖所見のみでは困難な場合があり、病歴、生前の健康状態、状況証拠などを総合的に検討する必要があるところから、小児科医、病理医、法医の間で諸検査、解剖精度、死因診断などについて共通の認識のもとに行われることが望まれる。
- 4) 乳幼児突然死症候群(SIDS)のリスク因子に関しては、時代とともに変わることが報告されており、我が国においても解剖された乳幼児突然死症候群(SIDS)を対象として、死亡児の病歴、発育、生前の健康状態、などに関して聞き取り調査を継続的に実施することでリスク因子を把握し、広くキャンペーンを展開し発症を軽減する必要がある。
- 5) 乳幼児突然死症候群(SIDS)の病態解明および予防法の確立に関する研究を進め、呼吸循環系の異常を早期に発見するためのモニタリングシステムの開発などを検討する必要がある。

乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する研究、その他の取り組みについて：

- 6) 乳幼児突然死症候群(SIDS)の病態を究明するために、運営の倫理基準を定めて症例登録システムあるいは解剖で得られた臓器を集積する tissue bank システムの構築を検討する必要がある。
- 7) 死亡診断書（死体検案書）の分類上「12.不詳」と記載された場合、およびその後正確な死因が確定した場合には、不備照会ならびに記載事項訂正手続きが迅速に遂行される必要がある。
- 8) 乳幼児突然死症候群(SIDS)で児を失った家族、特に母親に対する精神的なサポートの重要性の社会的認知を高め、そのサポートを行っていくことが重要である。
- 9) 乳幼児突然死症候群(SIDS)の大半は、最も社会的に脆弱な生後6カ月末満の乳児であり、またその発症に保育環境が関与するところから、適切な保育環境が重要であること、母親や父親、その家族の存在が大きいこと、などを一般社会に啓発していくことが重要である。

平成17年10月31日(月)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課
齋藤(内線7933)、中込・飯野(内線7938)
夜間直通 03-3595-2544

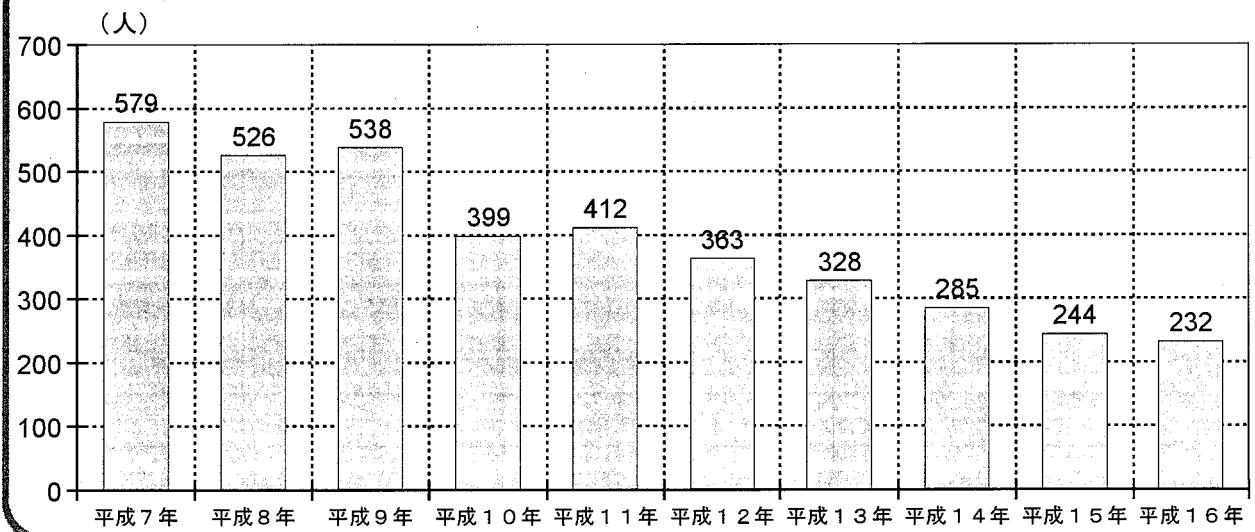
平成17年度乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間

1 SIDSとは

- 乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)は、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気です。
- 発症は年々減少傾向にはありますが、平成16年においては全国で232人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっています。
- 発症原因はまだわかっていないせんが、以下の2に示すいくつかのことに留意することにより、この病気の発症率が低下することが研究により明らかになっています。

乳幼児突然死症候群死亡者数の推移

(人口動態統計)



2 乳幼児突然死症候群(SIDS)発症の危険性を低くするための留意点

(1) 赤ちゃんを寝かせるときは、あおむけ寝にしましょう。

- うつぶせに寝かせたときの方が、あおむけ寝の場合に比べて乳幼児突然死症候群(SIDS)の発症率が高いということがわかっています。うつぶせ寝が乳幼児突然死症候群(SIDS)を引き起こすものではありませんが、医学上の理由でうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせるようにしましょう。

(2) 妊娠中や赤ちゃんの周囲で、たばこを吸わないようにしましょう。

たばこは、乳幼児突然死症候群(SIDS)発症の大きな危険因子です。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙もよくありません。妊娠したらたばこはやめましょう。

(3) できるだけ母乳で育てましょう。

母乳による育児が赤ちゃんにとって最適であることは良く知られています。人工乳が乳幼児突然死症候群(SIDS)を引き起こすものではありませんが、できるだけ母乳で育てるようにしましょう。

3 乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間の趣旨

平成11年度より、11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群(SIDS)に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施しています。

平成17年度においても同様に、11月を対策強化月間として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する取組の推進を図ります。

<主な取組>

- 「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)の内容の周知・普及。
- ①あおむけ寝、②母乳哺育、③保護者等の禁煙の3つの望ましい育児習慣等について、ポスターおよびリーフレットの活用による全国的な啓発活動。
- 「健やか親子21」国民運動における全国的な啓発活動の展開。
- 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」の内容を参考とし、検査を行う際は、乳幼児突然死症候群(SIDS)と虐待又は窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うこと、必要に応じ、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めることを依頼。

4 期 日

平成17年11月1日（火）から11月30日（水）まで。

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えないものとしています。

5 主 唱

厚生労働省

6 乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン

平成17年4月、厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のためのガイドライン作成およびその予防と発症率軽減に関する研究」(主任研究者：坂上正道北里大学名誉教授)において、乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義および診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」を公表しました。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/04/h0418-1.html>

参考 「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)概要

I 乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義

それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および剖検によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群。

II 診断に際しての留意事項

- 1) 乳幼児突然死症候群(SIDS)は原則として新生児期を含めて1歳未満とする。
- 2) 乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断は剖検に基づいて行い、解剖がなされない場合および死亡状況調査が実施されない場合は、死亡診断書（死体検案書）の分類は「不詳」とする。
- 3) 乳幼児突然死症候群(SIDS)は一つの疾患単位であり、その診断のためには、乳幼児突然死症候群(SIDS)以外の疾患および窒息や虐待などの外因死との鑑別診断が必要である。
- 4) 外因死の診断には死亡現場の状況および法医学的な証拠を必要とする。また、虐待等意図的な窒息死は鑑別が困難な場合があり、慎重に診断する必要がある。

【参考資料】

- 1 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間実施要綱
- 2 普及啓発用ポスター
- 3 普及啓発用リーフレット

参考 1

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間実施要綱

1 名 称

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間

2 趣 旨

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳児の死亡原因の上位を占めていることから、その発生の低減を図るための対応が強く求められている。

また、これまでの研究により、「うつ伏せ寝」、「人工栄養哺育」、「保護者等の習慣的喫煙」が乳幼児突然死症候群（SIDS）発生の危険性を相対的に高めるとの結果が得られている。

これらを踏まえ、平成11年度より11月を乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施してきたところであるが、平成17年度においても同様に、11月を対策強化月間として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に関する取組の推進を図るものである。

また、平成17年度の対策強化月間においては、本年4月、厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「乳幼児突然死症候群（SIDS）の診断のためのガイドライン作成およびその予防と発症率軽減に関する研究」（主任研究者：坂上正道北里大学名誉教授）において、乳幼児突然死症候群（SIDS）の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群（SIDS）に関するガイドライン」を公表したところであり、この内容の周知・普及にも十分留意することとする。

おって、11月を対策強化月間と定める理由は、12月以降の冬期に乳幼児突然死症候群（SIDS）が発生する傾向が高いことから、発生の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるためである。

3 期 日

平成17年11月1日（火）から平成17年11月30日（水）

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えない。

4 主 唱

厚生労働省

5 協 力

健やか親子21推進協議会（別紙）

6 平成17年度における実施方法

(1) 厚生労働省

厚生労働省は、関係行政機関、関係団体等と連携し、乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)の内容の周知・普及並びに①うつ伏せ寝、②人工栄養哺育、③保護者等の習慣的喫煙の3つの避けるべき育児習慣等について、全国的な普及啓発活動の推進を図るため、次の取組を行う。

- ・ 普及啓発用ポスター及び普及啓発用リーフレットを関係行政機関及び関係団体等に配布し、全国的な普及啓発活動を展開する。
- ・ 「健やか親子21」において、健やか親子21推進協議会の設置や全国大会の開催等により、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する普及啓発活動等を着実に実施する。
- ・ 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)の内容を参考とし、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群(SIDS)と虐待や窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うこと、必要に応じ、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めることを依頼する。

(2) 都道府県、政令市及び特別区

都道府県、政令市及び特別区は、関係行政機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計画及び実施計画を作成し、次の例を参考にしながら乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する普及啓発活動を推進する。

なお、都道府県においては、市町村を含めた普及啓発活動の展開を図るなど、地域全体が一体となった取組が図られるよう留意する。

また、取組に当たっては、乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)の内容の周知・普及にも十分留意する。

<例>

- ① ポスター、リーフレット等の配布等による啓発活動の実施
 - ・ 厚生労働省が作成、配布する普及啓発用ポスター、リーフレットを活用し、地域の特性に応じた方法により、効率的、効果的な普及啓発活動を展開する。
 - ・ 家庭だけではなく、児童福祉施設や医療機関等に対する啓発活動を実施する。
 - ・ 市区町村窓口等において、リーフレットを配布する。
- ② 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等を実施する。
- ③ 妊産婦・乳幼児健康診査等の機会を利用し、子育て中の家庭への呼びかけ等を行う。

別紙

健やか親子21推進協議会参加団体

- | | |
|--|--|
| 乳幼児突然死症候群(SIDS)家族の会
(社福)恩賜財団母子愛育会
(財)家庭保健生活指導センター
(社団)国民健康保険中央会
子どもの心・体と環境を考える会
(NPO)児童虐待防止協会
(財)性の健康医学財団
全国児童相談所長会
全国児童相談所心理判定員協議会
全国市町村保健活動協議会
(社福)全国社会福祉協議会
全国情緒障害児短期治療施設協議会
全国助産師教育協議会
(社団)全国ベビーシッター協会
全国保健所長会
(社団)全国保健センター連合会
全国保健師長会
全国養護教諭連絡協議会
(NPO)難病のこども支援全国ネットワーク
(社団)日本医師会
(社団)日本栄養士会
(社団)日本家族計画協会
(財)日本学校保健会
(社団)日本看護協会
日本公衆衛生学会
(社団)日本産科婦人科学会
(社団)日本歯科医師会
日本思春期学会
日本児童青年精神医学会
(社団)日本小児科医会
(社団)日本小児科学会
日本小児看護学会
日本小児救急医学会
(社団)日本小児保健協会
日本助産学会
(社団)日本助産師会
日本性感染症学会
日本赤十字社 | 日本タッチケア研究会
日本保育園保健協議会
(社福)日本保育協会
(財)日本母子衛生助成会
日本母性衛生学会
(社団)日本産婦人科医会
日本母乳の会
(社団)日本薬剤師会
(社団)日本理学療法士協会
(財)母子衛生研究会
(社団)母子保健推進会議
(社団)母子用品指導協会
日本小児歯科学会
日本小児総合医療施設協議会
有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会
日本学校保健学会
日本小児神経学会
(財)日本食生活協会
全国病児保育協議会
性と健康を考える女性専門家の会
日本外来小児科学会
日本糖尿病・妊娠学会
日本母乳哺育学会
(社団)日本女医会
日本産業衛生学会
日本小児循環器学会
(社団)日本泌尿器科学会
日本臨床心理士会
全国母子保健推進員連絡協議会
(財)児童健全育成推進財団
(財)日本性教育協会
すくすく子育て研究会
(財)こども未来財団
健康日本21推進フォーラム
(財)母子健康協会
日本不妊看護学会
日本乳幼児精神保健研修研究会FOUR WINDS |
|--|--|